

◆大浜公園質問回答

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
1	実施方針	3	第1-1 (7)4	収益施設等整備運営事業	PFI法によるPFI事業契約に基づきPFI事業者による独立採算により実施するとありますが、施設保有者は構成員企業による単独保有でもよろしいでしょうか。	SPCの保有を必須とします。
2	実施方針	3	第1-1 (7)4	収益施設等整備運営事業	公園の指定管理事業期間において、収益施設を都市公園法第5条に基づき本事業関係者以外の企業を誘致することは可能でしょうか。	事業方式は、実施方針P3 2)収益施設等整備運営事業のとおりです。上記を満たしたうえで、市と協議しその必要性が認められた場合は可能です。
3	実施方針	3	第1-1 (8)	事業方式	本事業においては、BTO内においても事業運営における収益変動リスクが一定程度あります。それに独立採算事業のBOOが加わった場合、SPCの収益変動リスクは高まることから、SPCとして資金調達する際に、金融機関との交渉が難航することが予測されます。駐車場及び収益施設については、BOOではなく設置管理許可とし、Park-PFIともせず、10年後に随意契約で更新できる方式を検討頂きたい。	事業方式を変更する予定はありません。
4	実施方針	3	第1-1 (8)2	収益施設等整備運営事業	PFI事業者は当該施設を所有とありますが、SPCが保有せず、構成企業や協力企業等が施設所有でもよろしいでしょうか。	SPCの保有を必須とします。
5	実施方針	3	第1-1 (9)	事業期間	工事引き渡し後供用とありますが、開業準備として一定期間が必要と思われる。内覧会・プレイベントなど現場での開業前に準備期間を設けて頂くことは可能でしょうか。この場合の準備業務費用の考え方を示してください。	令和7年7月の供用開始を予定していますので、供用開始日までに開業準備を行って下さい。内覧会やプレイベントなどは、PFI事業者の収益性向上に向けた創意工夫による広告宣伝活動と考え、事業者の費用負担で提案、実施していただきます。
6	実施方針	3	第1-1 (9)	事業期間	工事引き渡し後供用とありますが、令和7年6月供用であれば、令和7年5月までを建設期間とし1か月を開業準備期間とすることは如何でしょうか。	工事引渡し後に開業準備期間を設けることは可能です。令和7年7月の供用開始を予定していますので、供用開始日までに開業準備を行って下さい。
7	実施方針	3	第1-1 (9)	事業期間	市の事由により契約締結が令和4年12月から遅れる場合、設計・建設・工事監理業務の期間および供用開始日は令和7年6月から延伸をしていただけますでしょうか。	令和7年7月の供用開始を予定しています。市の事由により契約締結が遅れる場合は、供用開始日について変更の協議を行います。
8	実施方針	3	第1-1 (9)	事業期間	工事期間(事業契約締結日～令和7年6月)においては、事業遂行のために必要な期間を設定したうえで、大浜公園全体を休園することが可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
9	実施方針 要求水準書	4 7	第1-1 (12) 第1-2 (6)	PFI事業者の収入 事業内容	2)維持管理・運営業務に係る対価 PFI事業契約において定める額を運営期間にわたり支払うとあります。 なお、25%の上限額を市が、PFI事業者に支払うとあります。 4)5)収益施設・駐車場の収入は、自らの収入とするとあります。 2)プール施設等の利用料金は、事業者の収入とあります。 上記より、不足の75%(25%の支払い)は、PFI事業者が、プール利用料金・収益施設・駐車場の収入で補い、本事業を行うとの考えでよろしいですか。	プール再整備運営事業の運営・維持管理に係る対価については、当該事業に係る運営・維持管理費の25%以内の額を上限とし、市がPFI 事業者に支払い、残りはプール再整備運営事業の運営による収入で補うことを想定しています。
10	実施方針	4	第1-1 (12)1)	設計、建設及び工事監理業務に係る対価	設計、建設及び工事監理業務に係る対価の上限額の考え方、金額をご教示いただきたい。	入札公告時に総事業費の上限額を提示する予定です。サービス対価の費目構成についてはお示ししますが、各業務に係る対価の上限金額を提示する予定はありません。
11	実施方針	4	第1-1 (12)1)	設計、建設及び工事監理業務に係る対価	一時支払金は設計・建設期間中に年度毎等で出来高で支払われますでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	4	第1-1 (12)1)	設計、建設及び工事管理業務に係る対価	「プール再整備運営事業及び公園再整備運営事業の設計、建設及び工事監理業務に係る対価は、PFI 事業契約においてあらかじめ定める額とし、一時支払金及び工事期間内の割賦方式」とありますが、令和7年6月までに全額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	市は事業者に対し、プール再整備運営事業及び公園再整備運営事業の設計、建設及び工事監理業務に係る対価を、年度毎の出来高に応じて支払い、施設整備の最終年度については、公園施設の引渡し後に残額をお支払いします。
13	実施方針	4	第1-1 (12)1)	設計、建設及び工事管理業務に係る対価	物件引渡し時における一時支払金の概算金額をお示し下さい。	対価の支払方法の詳細は入札公告時にお示しします。なお、一時支払金は設計・建設期間中に、年度毎の出来高により支払うことを想定しています。
14	実施方針	4	第1-1 (12)2)	維持管理・運営業務に係る対価	維持管理・運営業務に係る対価の考え方、具体的な金額をご教示いただきたい。	入札公告時に総事業費の上限額を提示する予定です。サービス対価の費目構成についてはお示ししますが、各業務に係る対価の上限金額を提示する予定はありません。
15	実施方針	4	第1-1 (12)2)	維持管理・運営業務に係る対価	「プール再整備運営事業の運営維持管理に係る対価について当該事業に係る運営維持管理費の25%以内の額を上限」とありますが、プールと公園で按分しにくい費目があるため、試算する際の目安をご教示ください。(例えば、広告宣伝費、バス運行費、人件費など) また、入札公告時に上限額の提示はありますか。	維持管理費の試算方法は、各事業者で判断してください。 入札公告時に総事業費の上限額を提示する予定ですが、サービス対価の上限金額を提示する予定はありません。
16	実施方針	4	第1-1 (12)2)	維持管理・運営業務に係る対価	公園全体の維持管理運営に伴う費用の一部をプール再整備運営事業に求める基準を作ればいかがでしょうか。例えば、事業者の収入に対する配分率や総労働時間に占める割合で按分する方法など検討可能だと思います。	維持管理費の試算方法は、各事業者で判断してください。
17	実施方針	4	第1-1 (12)2)	維持管理・運営業務に係る対価	「当該事業に係る運営・維持管理費の25%以内の額を上限と～」と記載ございますが、上限は設けずに事業者の提案した金額として頂けないでしょうか。	プールは受益者負担割合75%の施設としているため、事業者において当該事業期間に係る運営・維持管理費(計画修繕を含む)を試算したうえで15年に平準化し、平準化した年度毎の額の25%以内で年度毎のプール再整備運営事業の運営・維持管理に係るサービス対価を提案してください。
18	実施方針	4	第1-1 (12)2)	維持管理・運営業務に係る対価	「当該事業に係る運営・維持管理費の25%以内の額を上限」とありますが、事業期間中の総額に対する上限であり、年度ごとの支払額の上限ではないという理解で宜しいでしょうか。	プールは受益者負担割合75%の施設としているため、事業者において当該事業期間に係る運営・維持管理費(計画修繕を含む)を試算したうえで15年に平準化し、平準化した年度毎の額の25%以内で年度毎のプール再整備運営事業の運営・維持管理に係るサービス対価を提案してください。
19	実施方針	4	第1-1 (12)2)	維持管理・運営業務に係る対価	当該事業に係る運営・維持管理費の25%以内の額を上限としますが、25%の算定基準をお教えてください。(前年度の運営・維持管理費を対象とするのか。)	プールは受益者負担割合75%の施設としているため、事業者において当該事業期間に係る運営・維持管理費(計画修繕を含む)を試算したうえで15年に平準化し、平準化した年度毎の額の25%以内で年度毎のプール再整備運営事業の運営・維持管理に係るサービス対価を提案してください。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
20	実施方針	4	第1-1 (12)2	維持管理・運営業務に係る対価	運営維持費の上限25%の内容(定期修繕、引渡し前のメンテナンス費他)を開示願います。	入札公告時に総事業費の上限額を提示する予定です。サービス対価の費目構成についてはお示ししますが、各業務に係る対価の上限金額を提示する予定はありません。
21	実施方針	4	第1-1 (12)2	維持管理・運営業務に係る対価	上記の25%の算定基準について、限度額の上限値・下限値は設定されているのでしょうか。	設定していません。
22	実施方針	4	第1-1 (12)2	維持管理・運営業務に係る対価	上記の25%を限度とし市から事業者に対価を支払うとありますが毎年運営・維持管理費の対価が変動するという理解でよろしいでしょうか？その場合の指定管理事業としての契約は毎年変更になるということでしょうか。	PFI事業者の提案を踏まえ、契約時に運営・維持管理に係るサービス対価の年額を決定するため、毎年の契約変更は想定していません。ただし、5年ごとに施設運営状況や物価変動等の情勢を勘案し、運営・維持管理に係るサービス対価の変更協議を行うことを想定しています。詳細は、入札公告時にお示します。
23	実施方針	4	第1-1 (12)3	公園施設の利用料金	「プール利用料金は静岡市条例で定める額の範囲内で設定」とありますが、急激な物価上昇等事業継続を脅かす事態になった場合、条例の改訂は可能かをご教示ください。また、貴市が設定している上限金額をお示しすることは可能でしょうか。	条例改正による利用料金上限額の変更は想定しておりません。ただし、施設運営状況や物価変動等の情勢を勘案し、運営・維持管理に係るサービス対価の変更協議を行うことは想定しています。事象に応じて利用料金の改正が明らかに必要と認められるときは、改正を検討します。利用料金の上限額は入札公告時にお示します。
24	実施方針	4	第1-1 (12)5	駐車場の収入	駐車場の利用料金は、事業者独自の判断で設定は、可能でしょうか。要求水準案80頁では「近隣駐車場と比較して」とありますが、公益性を鑑み貴市がお考えの利用料金案があればお示しください。	可能です。市が考える駐車場利用料金を示すことはありません。
25	実施方針	8	第1-1 (14)	事業期間終了に伴う措置	本計画は、次期事業者となることを前提するか、しないか維持管理費関連の事業費が違うと思いますが、この点如何でしょうか。	BTO施設については、要求水準書(案)P59(10)事業期間終了時の対応に定めるとおり、次期事業者となるか、ならないかに関わらず、事業期間終了後も施設が存続することを前提に、整備・維持管理を行ってください。BOO施設については、要求水準書(案)P79(2)事業期間終了時の対応に定めるとおり、内容を踏まえ、事業計画を提案してください。
26	実施方針	8	第1-2 (2)	特定事業の選定基準・手順	PFI事業として実施することの定性的評価の内容を開示願います。	特定事業選定時に公表します。
27	実施方針	8	第1-2 (2)	特定事業の選定基準・手順	「市が自ら実施する場合の公共負担額」は公開される予定があるのでしょうか。	公表する予定はありません。
28	実施方針	9	第2-1	民間事業者の募集及び選定方法	予定価格は公表される予定はあるのでしょうか。	入札公告時に本事業に係る総事業費を予定価格として公表します。
29	実施方針	9	第2-2	民間事業者の募集・選定スケジュール	要求水準の公表は、入札公告・入札説明書等と同時に公表予定でしょうか。この場合、提出までの時間が少ないと考えますが、6月の対話以降にも貴市と要求水準に係る対話は可能でしょうか。	入札公告と同時に要求水準書を公表する予定です。6月以降も要求水準に関する対話は可能です。
30	実施方針	9	第2-2	民間事業者の募集・選定スケジュール	4年3月の公告、7月に落札者決定ですと、提案書の提出は6月頃と想定され、非常に短い期間となりますので、公告を早める又は提案書提出まで1ヵ月程度延長していただくようご検討願います。	検討します。
31	実施方針	9	第2-2	民間事業者の募集・選定スケジュール	令和3年6月の対話以降特定事業選定までの間、貴市と対話する機会はありますでしょうか。また、入札公告から入札までの期間が短いと考えますが公告を早めるまたは入札を遅らせることは可能でしょうか。	令和3年6月以降も対話は可能です。入札までのスケジュールについては検討します。
32	実施方針	9	第2-2	民間事業者の募集・選定スケジュール	事業提案書の提出締め切りは何月を予定してありますか。	入札公告時にお示します。
33	実施方針	10	第2-3 (6)	入札公告、入札説明書等の公表	優先交渉権者の決定に際し、提案書の様式集や評価基準は、公告時にご提示頂けますでしょうか。また、事業費に関して予定価格・調査基準価格・最低制限価格等を設定されるのでしょうか。設定された場合は公表でしょうか。	様式集や評価基準は入札公告時にお示します。また、入札公告時に本事業に係る総事業費を予定価格として公表します。
34	実施方針	10	第2-3 (11)	落札者の決定・公表	予定価格の公表をお願い致します。	入札公告時に公表します。
35	実施方針	10	第2-3 (12)	基本協定締結	事業者が過度なリスクになるような基本協定書の連帯債務等は構成企業及び協力企業が請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があるため、帰責企業がリスクを負担する建付けとし、基本協定書の有効期間は事業契約締結までとして頂けますようご検討お願い致します。	入札公告時にお示します。
36	実施方針	11	第2-3 (13)	特定目的会社の設立	SPCは静岡市内に設立とありますが大浜公園内に登記してもかまわないでしょうか。	SPC設立の所在地を大浜公園内とすることは、市としては差支えありません。関連法令に基づき、静岡地方法務局で確認のうえ必要な手続きを実施し、登記を行ってください。
37	実施方針	11	第2-3 (13)	特定目的会社の設立	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	SPC設立の所在地を大浜公園内とすることは、市としては差支えありません。関連法令に基づき、静岡地方法務局で確認のうえ必要な手続きを実施し、登記を行ってください。
38	実施方針	11	4-(1) c) D)	入札参加者の構成について	「SPC運営管理業務を実施する企業は代表企業自ら又は、代表企業と連携した該当業務を実施可能な企業」とありますが、入札参加要件はなく、(3)入札参加の制限①～⑩に該当しなければよいと理解でよろしいでしょうか。また、参加表明時にSPC運営管理業務の担当企業は明らかにする必要がありますでしょうか。	SPC運営管理業務(経営管理)を実施可能な企業で、かつP15(3)入札参加者の制限①～⑩に該当しなければ参加可能です。参加表明時にSPC運営管理業務の担当企業を明らかにしてください。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
39	実施方針	11	第2-4 (1)c	入札参加者の構成について	SPC運営管理業務を代表企業と連携してSPC運営管理(経営管理)を行う企業(ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理を行う企業)が構成企業となることは可能でしょうか。また、可能な場合は参加資格要件をご教示願います。	可能です。 SPC運営管理業務(経営管理)を実施可能な企業で、かつP15(3)入札参加者の制限①～⑩に該当しなければ参加可能です。 参加表明時にSPC運営管理業務の担当企業を明らかにしてください。
40	実施方針	11	第2-4 (1)d	入札参加者の構成について	弁護士、会計士、税理士、SPC管理を行う企業等は構成企業や協力企業にならずにSPCより直接業務を受託することは可能でしょうか。	可能です。
41	実施方針	11	第2-4 (1)f ウ)	入札参加者の構成について	SPCの株式の譲渡について「市の事前の書面による承諾がある場合」とありますが、SPC内で代表企業を交代するための株式の譲渡は可能との理解でよろしいでしょうか。	実施方針P15(5)構成員の変更に示すとおり、代表企業の変更は認めません。 構成企業については、市の事前の書面による承諾がある場合に、株式の譲渡を認める場合があります。
42	実施方針	11	第2-4 (1)f イ)	代表企業の議決権	「代表企業は最大の議決権を有すること」とありますが、出資比率の制限はありますか。(例えば50%以上)	制限はありません。最大の議決権(株式保有)を有する者が代表企業となります。
43	実施方針	12	第2-4 (2)	入札参加者の資格要件	g)において、「選定されなかった入札参加者の協力企業が、SPCの業務等を支援及び協力することは可能」とありますが、選定されなかった構成員はその限りではないという理解で宜しいでしょうか。	選定されなかった構成員については、支援及び協力を不可とします。
44	実施方針	12	第2-4 (2)2)	建設企業	共同企業体として参加する場合建設JVの構成員は、SPCへの出資も求められるのでしょうか。	P12 2)建設企業の①において、特定建設工事共同企業体への出資比率の最小限度基準を定めています。 SPCへの出資については、P11(1)入札参加者の備えるべき参加資格要件のf)に定めるとおりとし、JVの場合、特定建設工事共同体を建設企業とみなすため、特定建設工事共同体の出資義務となります。
45	実施方針	13	第2-4 (2)2) ②	建築工事	建築工事の要件にプールの実績は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	13	第2-4 (2)2) ②	建築工事	配置する監理技術者の専任期間は実際に解体工事・建築工事を施工している期間との理解でよろしいでしょうか。	専任期間は市への引渡し完了するまでです。 ただし、設計期間中は、現場着手が無いので、専任を要しない期間とできます。以下の静岡市ホームページを参照して下さい。(https://www.city.shizuoka.lg.jp/734_000001.html) (参照:建設工事における技術者等の適正な配置のための手引)
47	実施方針	14	第2-4 (2)4)	運営企業	屋内又は屋外プールについての実績を有すること、とありますが、公園全体の実績がない企業の参画も許容されます。また運営業務の実施にあたり、必要な資格を有する者を配置できること、とありますが、具体的にどのような資格者を求めているのでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。 運営業務の実施にあたっての必要な資格については、要求水準書(案)P69(6)業務担当者を参照してください。 事業者の提案内容に応じて、要求水準書(案)P9 5遵守すべき法令等にて担当者に必要な資格が定められている業務が発生する場合は、関連法令に基づいた有資格者を配置してください。
48	実施方針	14	第2-4 (2)5)	維持管理企業	必要実績として公園施設又はこれに類する施設とありますが類する施設の摘要範囲をお教えください。プールの実績はなくともよいということでしょうか。	公園施設と同種、または同程度の維持管理が発生する施設を想定しています。事業者からの実績を証明できる書類の提出をもって、適宜、市が判断します。 プールの維持管理実績は必須ではありません。
49	実施方針	14	第2-4 (2)5)	維持管理企業	維持管理業務の実施にあたり必要な資格を有する者を配置とありますが、必要資格をお教えください。	運営業務の実施にあたっての必要な資格については、要求水準書(案)P69(6)業務担当者を参照してください。 事業者の提案内容に応じて、要求水準書(案)P9 5遵守すべき法令等にて担当者に必要な資格が定められている業務が発生する場合は、関連法令に基づいた有資格者を配置してください。
50	実施方針	14	第2-4 (2)5)	維持管理企業	必要な資格について明記がありませんが一つの資格若しくは複数の資格のうち一つ該当していれば良いとの解釈でしょうか。	要求水準書(案)P57(6)、P69(6)を参照してください。
51	実施方針	14	第2-4 (2)5)	維持管理企業	維持管理業務をJVで受託することは可能でしょうか。	JVで受託することはできません。
52	実施方針	14	第2-4 (2)5)	維持管理企業	維持管理業務をJVで受託することは可能でしょうか。可能であれば、JVのうち1社が資格要件を満たせば良いでしょうか。	JVで受託することはできません。
53	実施方針	15	第2-4 (4)	入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等	「落札者決定日から事業本契約締結日……入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合」とありますが、具体的にはどのような事象を想定されているのでしょうか。所謂指名停止措置に準ずる行為の想定でしょうか。	例えば、参加企業が建設事故等が発生させ、実施方針P15(3)入札参加者の制限④に記載されている営業停止の処分を受けた場合などが想定されます。
54	実施方針	15	第2-4 (5)	構成の変更	代表企業以外の構成員の変更における「やむをえない事情」とありますが、「やむをえない事情」に入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	適宜、市が判断します。
55	実施方針	15	第2-4 (5)	構成の変更	代表企業以外の構成員の変更について、やむを得ない事業とありますが、この場合のやむを得ない事情にいて例示願います。	適宜、市が判断します。
56	実施方針	15	第2-4 (5)	構成の変更	「代表企業以外の構成員の変更」とありますが、参加表明書に記載している協力企業も該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	実施方針	16	第2-5 (1)	選定審査会等の設置	「選定委員会を設置」とありますが、公表はいつされるのでしょうか。入札公告時でしょうか。	入札公告時の落札者決定基準で公表する予定です。
58	実施方針	16	第2-5 (1)	選定審査会等の設置	選定委員については、少なくとも1名は本事業の運営について見識を有する方が入ることを望みます。その見識がない構成では、提案の客観性や実現可能性を評価することは難しく、公正な審査がされないと考えます。	選定委員会については、本事業の運営について見識を有する方を含めた編成としています。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
59	実施方針	17	第3-1 (3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	リスクが顕在化した場合に協議を行う場合の手順などは具体的に決まっていますでしょうか。また第三者を含んだ協議を行うこともあるのでしょうか。	入札公告時にお示します。
60	実施方針	20	第4-1 (3)	敷地条件	「条例の改正により建ぺい率を緩和する予定」とありますが、議会承認を得られない可能性はありますか。また、その場合のリスク負担はどのようになるのでしょうか。	建蔽率の緩和に関し、条例改正の議決が得られないことは想定していません。
61	実施方針	20	第4-1 (3)	敷地条件	「特に必要がある場合は静岡市都市公園条例の改正による建ぺい率の緩和を予定している」とありますが、改正までに必要な期間を教えてくださいませんか。	事業者との契約締結までに条例改正を行う予定です。
62	実施方針	22	第6-1 (1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合	収益施設等整備運営事業の撤退に伴うBTO事業の契約解除となる建付け(クロスデフォルト)は回避頂きますようご検討お願い致します。(クロスデフォルトの条項がある場合、金融機関よりプロジェクトファイナンスによる資金調達が可能になります)	事業方式の変更はありません。
63	実施方針	22	第6-1 (3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業継続が困難になった場合	「市は、事業契約を解除することができる。」とありますが、「市又はPFI事業者は、事業契約を解除することができる。」ではないでしょうか。	ご指摘の内容について検討します。事業の継続が困難となった場合の措置については、入札公告時にお示します。
64	実施方針	22	第6-1 (3)	いずれの責めにも帰さない事由により、事業継続が困難になった場合	いずれの責めにも帰さない事由とは、具体的にどのような事由になるのか、ご教示ください。想定をしていない感染症や大規模災害はどのような取り扱いになるのか、明示ください。	【別紙1】リスク分担表(案)に示す不可抗力リスクや施設損傷リスクなどが想定されます。各事由の取り扱いについては、入札公告時にお示します。
65	実施方針	22	第6-1 (3)	いずれの責めにも期さない事由により事業継続が困難になった場合	新型コロナによる影響のように、市より休園要請をうけることが想定されます。市からの要請で休園した場合は補償されるのでしょうか。また、市からの要請がなくても、社会動向を踏まえて独自に休場すべきと判断した場合は、補償はあるのでしょうか。	BTO方式、BOO方式で異なる対応が想定されますが、新型コロナウイルス感染症の拡大のように、想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等により、リスク分担が著しく不適切になった場合には、これにより生じる損害や増加費用等について、市とPFI事業者で誠意をもって協議を行い、柔軟かつ適切に対応することとします。
66	実施方針	22	第6-2	金融機関等と市の協議	本事業は、プロジェクトファイナンスが必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	実施方針	22	第6-2	金融機関等と市の協議	金融機関、融資期間または融資団との協議とありますが、これは整備事業期間中を対象としていますか。(p4に施帯事業費の割賦期間は工事期間中とありますので運営期間中のファイナンスは発生しないものと考えています)	融資団との協議が必要となるのは、金融機関が貸し付けを行っている期間であると考えています。したがって、運営期間中に借入を行わないのであれば、その期間は、融資団との協議を行う必要はないものと考えます。本事業において、事業計画に基づき、金融機関の借入が発生する場合、市と金融機関の間で直接協定を締結します。
68	実施方針	23	第7-1	法制上及び税制上の措置に関する事項	収益施設を除いた本事業における事業所税の対象となる施設について、プール付帯施設(管理施設)のみが対象となるとの理解でいいか貴市の事業所税担当課の見解を確認して頂けないでしょうか。	静岡市市民税課に事前確認を行ったところ、以下の要件をすべて満たす場合に事業所税が課税されると回答を得ました。 ①管理運営する事業所の床面積が合計1,000㎡以上であること。 ②施設の管理運営費の2分の1以上が利用料金で賄えていること。 ③市への利益還元や市からの損失補填がないこと。 詳細については、静岡市市民税課で確認をお願いします。
69	実施方針	23	第7-1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	水道料金・電気使用量・税金等の優遇措置がありましたら教えてくださいませんか。	優遇措置はありません。
70	別紙1リスク分担表	2	-	リスク分担表(案)	リスクの従分担についての詳細な割合は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	各リスク項目の考え方、取り扱いについては、入札公告時にお示します。
71	別紙1リスク分担表	1	共通	入札説明書等、公募書類リスク	入札後に要求事項が変更になった場合は、市の責任において費用・工期延長に対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	リスク分担表(案)のとおり、市の事由による内容の変更については市がリスクの主分担となります。
72	別紙1リスク分担表	1	社会リスク	法制度変更リスク	実施方針でも質問しましたが建ぺい率を条例変更により緩和することについて、議会承認を得られない場合のリスクもこれに含まれるのでしょうか。	建蔽率の緩和に関し、条例改正の議決が得られないことは想定していません。
73	別紙1リスク分担表	1	社会リスク	環境問題リスク	地盤沈下に関するもの(自然災害によるものを除く)はPFI事業者負担とありますが、地盤沈下の原因が、近隣での他工事・地下水の過剰な取水等によるもの等、事業用地以外での原因によるものについてはPFI事業者ではリスクは負えないので、事業者が負担する地盤沈下に関するリスクは、PFI事業者の業務に起因するものに限定していただきたく存じます。	ご意見の内容を検討し、入札公告時にお示します。
74	別紙1リスク分担表	1	社会リスク	住民問題リスク	現時点における近隣住民の姿勢は本事業に対して好意的かどうか計画推進経緯踏まえご教示ください。	大浜公園リニューアル基本計画策定時に行ったパブリックコメントでは、本事業に対する肯定的な意見を多くいただいています。詳細は、同HPの添付資料cを参照ください。
75	別紙1リスク分担表	1	-	事業所税	本事業は指定管理者として要求水準に基づいて維持管理・運営業務を行うものであり、事業主体は貴市のため、SPCに事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	静岡市市民税課に事前確認を行ったところ、以下の要件をすべて満たす場合に事業所税が課税されると回答を得ました。 ①管理運営する事業所の床面積が合計1,000㎡以上であること。 ②施設の管理運営費の2分の1以上が利用料金で賄えていること。 ③市への利益還元や市からの損失補填がないこと。 詳細については、静岡市市民税課で確認をお願いします。
76	別紙1リスク分担表	2	事業全体	不可抗力リスク	市が主分担、PFI事業者が従分担となっておりますが、負担割合の考え方について詳しくご教示いただけますでしょうか。	不可抗力リスクの考え方、取り扱いについては、入札公告時にお示します。
77	別紙1リスク分担表	2	事業全体	不可抗力リスク	防潮堤を超える津波が発生し施設に被害が及んだ場合は、不可抗力リスクに該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	別紙1リスク分担表	2	事業全体	不可抗力リスク	BOO方式に定める不可抗力リスクについても、※1で定めるBTO方式と同様に新型コロナウイルス感染症のように、想定外のリスクの拡大や著しい事業環境の変更等(例えば緊急事態宣言によりBOO部分の施設の休業等)は事業者のみのリスク分担はリスクが過大ですので、貴市でも一部リスク負担する建付けをご検討お願い致します。	不可抗力リスクについては、一部内容を修正し、今後公表する予定です。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
79	別紙1リスク分担表	2	事業全体	物価変動リスク	インフレ・デフレに起因する費用増減について特にインフレ時調達コスト増大による事業悪化が見込まれます、指定管理料の増額含め貴市の主分担にならないでしょうか。	特別な要因により、施設整備期間中における賃金水準又は物価水準が著しく上昇し、PFI事業契約に定める施設整備に係るサービス対価が不相当となった場合、PFI事業者はサービス対価の変更を請求することができ、市とPFI事業者の協議の上で、施設整備に係るサービス対価を改定します。一方で、上記以外の一定の範囲内の物価変動については、PFI事業者が増加費用を負担することとします。 維持管理・運営業務に係るサービス対価も同様の考え方とします。
80	別紙1リスク分担表	2	事業全体	物価変動リスク	コロナ感染のようなパンデミックによる物価変動リスクの分担者は市との考えでよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症に係る事象は、不可抗力リスクとする想定です。ただし、間接的な物価変動に係る事象については、別途、物価変動リスクの考え方、取り扱いを入札公告時にお示しする予定です。
81	別紙1リスク分担表	2	事業全体	補助金変更リスク	本事業で活用できる健康促進・子育て支援・ユニバーサルデザイン等への静岡県や静岡市における補助金情報について共有していただけないでしょうか。	静岡市における補助金はございません。静岡県については別途ご確認下さい。
82	別紙1リスク分担表	2	計画・設計段階	測量・調査リスク	事業者による地盤調査と市による地盤調査の結果が異なり、設計・数量・施工方法等が変更になった場合は、市のご負担との考えで宜しいでしょうか。	市が提供した事業用地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、及びPFI事業者により費用負担又は損害が発生した場合、市は、PFI事業者と協議の上、施設の引渡予定日を延期し、当該費用または損害を負担します。
83	別紙1リスク分担表	2	用地リスク	土壌汚染リスク	本件の開発面積を踏まえ土壌汚染調査を実施している場合、報告書を開示いただけますでしょうか。また、未実施でかつ法的に必要な場合、事業者による調査の必要性和費用の取り扱いについてご教示ください。	土壌汚染調査は実施しておりません。土壌汚染対策法に基づき、調査が必要な場合は、事業者の負担で調査を実施してください。
84	別紙1リスク分担表	2	用地リスク	土壌汚染リスク	土壌汚染が発覚した場合は、工事一時中止命令を含む工期延長をご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。また、その費用につきましては、市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	用地リスクについては、リスク分担表(案)に示す分担のとおりです。 本リスクの考え方、取り扱いなど詳細は、入札公告時にお示しします。
85	別紙1リスク分担表	2	用地リスク	地質障害・地中障害物リスク	公表された資料に記載のない地中障害物が発見された場合は、撤去費用・工程について、市のご負担でご協議いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	用地リスクについては、リスク分担表(案)に示す分担のとおりです。 本リスクの考え方、取り扱いなど詳細は、入札公告時にお示しします。
86	別紙1リスク分担表	2	用地リスク	埋蔵文化財発見リスク	埋蔵文化財が発見された場合は、市の責任において工期延長に対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	用地リスクについては、リスク分担表(案)に示す分担のとおりです。 本リスクの考え方、取り扱いなど詳細は、入札公告時にお示しします。
87	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	第三者の責めによるリスク分担の主分担が事業者になっている理由をご教授ください。	利用者等の第三者による施設の損傷は、事業者が提案する施設の形態や管理方法が影響するため、PFI事業者がよりリスクをコントロールできる主体として考え、分担を設定しています。施設損傷リスクについては、一部内容を修正し、今後公表する予定です。
88	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	第三者の責めにより発生した人身事故・公衆災害・火災は市負担との考えで宜しいでしょうか。	利用者等の第三者による施設の損傷は、PFI事業者のリスク分担となります。施設損傷リスクについては、一部内容を修正し、今後公表する予定です。
89	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	運営リスク	利用者の責による事故に対しては事業者のリスク分担に当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	利用者(参加者)の事故については、リスク分担表(案)に示すとおり、運営リスクとして、事業者のリスク分担としています。
90	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	運営リスク	苦情やトラブル対応に関して、初期対応以外はP1の住民問題リスクと考えて宜しいでしょうか。	周辺住民に限らず、施設運営中の利用者の苦情やトラブルについては、住民問題リスクには含まれません。
91	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	本事業に関して市として事業者への加入を推奨する保険等があればご教授ください。	要求水準書(案)P70(9)を参照してください。その他の保険としては、履行保証保険、建設工事保険、火災保険の特約としての地震保険等への加入を推奨します。 詳細は入札公告時にお示しします。
92	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	第三者の責めによる事故について事業者が主負担とありますが第三者が不明で不可抗力に近い事故・火災などが想定されます。貴市の主分担にはならないでしょうか。	施設損傷リスクについては、一部内容を修正し、今後公表する予定です。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
93	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	施設損傷リスクにおける第三者の責めによる事故・火災等の場合のリスク分担は、事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされたものは事業者の負担、それ以外は市の負担という考えでよろしいでしょうか。	施設損傷リスクについては、一部内容を修正し、今後公表する予定です。
94	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設損傷リスク	施設損傷リスクと不可抗力リスクに第三者の行為が含まれているが、通常予測できない範囲は不可抗力リスクで通常予測可能なものは施設損傷リスクという理解でよろしいでしょうか。現在想定している第三者が施設損傷してしまう具体例等がありますか。	施設損傷リスク及び不可抗力リスクについては、一部内容を修正し、今後公表する予定です。
95	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	施設瑕疵リスク	施設瑕疵リスクで「3年目以降に瑕疵が見つかった場合」が市のリスク負担としていますが、市の指示のもとSPCが経年劣化ではない施設瑕疵の対応をした場合に修繕費用は市が出すとの理解よろしいでしょうか。	工事目的物に瑕疵がある場合、市は、PFI事業者に対して、引渡しを受けた日から3年目以降は、瑕疵の修補や損害賠償の請求をすることができません(一部条件除く)。そのため、瑕疵の修補等の対応については、市が新たな修補の工事発注をするなどの対応が想定されます。詳細については入札公告時にお示します。
96	別紙1リスク分担表	2	維持管理・運営リスク	維持管理・運営費増大リスク	井水が枯渇などにより水道費用が想定外に多くなった場合のリスクは市として頂けないでしょうか。	原則、PFI事業者のリスク分担とします。ただし、市の事由による事業内容に起因するものや近隣での他工事・地下水の過剰な取水等によるもの等、PFI事業者に起因しない事象で、事業用地以外の事象との因果関係が証明された場合は市の主分担とします。
97	別紙1リスク分担表	3	-	収益施設等整備運営事業(BOO)	事業全体のリスク分担について、民間事業者の責任が大きすぎるため、再検討いただきたい。駐車場事業の公益性や周辺エリア住民への影響等を考慮していただき、リスク分担の見直しをお願いします。	リスク分担表(案)のBOO施設のリスク分担に基づきます。
98	別紙1リスク分担表	3	事業全体	不可抗力リスク	BOO事業については、※1にある感染症の影響により、市が営業停止を求める場合においても、事業者独自の判断で営業することは可能でしょうか。不可の場合には、損害等について協議の余地はありますでしょうか。	行政からの営業停止勧告など、政策の変更等に伴い、生じる損害や増加費用等については、市とPFI事業者で誠意をもって協議を行い、柔軟かつ適切に対応することとします。
99	別紙1リスク分担表	3	-	収益施設	収益事業に関する未実施が起こった場合のペナルティーについてご教授ください。	事業未実施による損害賠償や契約解除等の規定については、入札公告時にお示します。
100	別紙1リスク分担表	3	用地リスク	土壌汚染リスク	土壌汚染調査は実施済みでしょうか。また建設工事中に土壌汚染が確認できた場合の対策は市の費用負担により措置を講じる認識でよろしいでしょうか。	土壌汚染状況調査は実施しておりません。対策が必要となった場合は別途協議いたします。
101	要求水準書(案)	6	第1-1	本「要求水準書(案)」の位置付け	要求水準書に明記されていない事項について、入札後に仕様が追加された場合は、その費用は、市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由による仕様の追加の場合は、市の負担とします。
102	要求水準書(案)	6	第1-2(5)	大浜公園のリニューアルの目指すべき姿	公園全体の年間利用者数の目標が「28万人」以上とありますが、この28万人の根拠は何になりますか。現況の年間利用者数をお教えてください。 *静岡市の年間降水日は118日程度あり、晴日のみで集客する場合1日あたり600人以上集める必要があります。	要求水準書添付資料a「大浜公園リニューアル基本計画(本編)」P28、29をご参照ください。
103	要求水準書(案)	6	第1-2(5)	大浜公園のリニューアルの目指すべき姿	プールの年間利用者13万人、公園全体では年間利用者28万人以上の計測方法等についてご教授願います。	要求水準書添付資料a「大浜公園リニューアル基本計画(本編)」P28、29をご参照ください。
104	要求水準書(案)	6	第1-2(5)	大浜公園のリニューアルの目指すべき姿	プールの年間利用者数の算出根拠について、詳細なデータのご提供を願います。	要求水準書添付資料a「大浜公園リニューアル基本計画(本編)」P28、29をご参照ください。
105	要求水準書(案)	6	第1-2(5)	大浜公園のリニューアルの目指すべき姿	提案に当たり、これを下回る提案はし難くなります。しかしながら、様々な経験から実現可能な目標を示すことは事業持続の観点からも重要です。他案件においても、いたずらに高い目標を掲げて落札される事業者もおりますが、それでは正当な評価とは言えません。既に示している限り、事業者はこの人数を前提に考えざるを得ませんが、審査に当たっては、多いことが評価されるのではなく、客観性や実現可能性を重視した評価をお願いします。	入札公告時の落札者決定基準において、評価の視点をお示します。
106	要求水準書(案)	6	第1-2(5)	大浜公園のリニューアルの目指すべき姿	『プール年間利用者数「13万人」、公園全体では年間利用者数「28万人」以上を目標とする』とあります。リニューアル基本計画においても目標設定されていますが、昨今の天候不順や想定外の災害等を鑑みると毎年28万人の利用者目標は、厳しいと思われます。供用期間中の平均という理解でよろしいでしょうか。また、貴市が想定された需要予測イメージをご教示ください。	年間利用者数は、基本計画において目標値として設定しています。要求水準書添付資料a「大浜公園リニューアル基本計画(本編)」P28、29をご参照ください。
107	要求水準書(案)	7	第1-2(6)3)	公園再整備運営事業	公園施設は原則無料となっておりますが、収益施設として利用することは可能と考えて良いとの理解で良いでしょうか。	「公園再整備運営事業」で整備を求めている公園施設は原則無料とし、収益施設として利用することはできません。収益施設等整備運営事業にて、新規の収益施設等を整備してください。
108	要求水準書(案)	7	第1-2(6)3)	公園再整備運営事業	公園施設の内、有料の施設を設置しても宜しいでしょうか。	「公園再整備運営事業」で整備を求めている公園施設は原則無料であるため、有料の施設を設置することはできません。収益施設等整備運営事業にて、新規の収益施設等を整備してください。
109	要求水準書(案)	7	第1-2(6)4)	収益施設等整備運営事業	駐車場以外の収益施設の設置は必須ではなく、努力目標との理解で宜しいでしょうか。	駐車場以外の収益施設の設置も必須としています。要求水準書(案)P8(9)業務内容の「収益施設等整備運営事業」の業務内容をご確認ください。
110	要求水準書(案)	7	第1-2(7)	施設概要・事業方式	BOOにおける設置管理許可の期間が10年を超えて設定が可能となる法的根拠は、PFI法に則った事業であるからという理解でよろしいでしょうか。	都市公園法運用指針(国土交通省都市局)より、平成29年の法改正において、PFI事業として公園施設の設置又は管理を行う場合に限り、設置管理許可の期間を、当該事業の契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間(最長30年)まで延伸できると規定されています。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
111	要求水準書(案)	7	第1-2 (7)	施設概要・事業方式	収益施設等整備事業について、駐車場については、プールや公園利用にとって必ず必要な施設となること、主としてプール利用の利用状況の影響を受けやすいことを考慮すると安定的収益確保の保証が見込めない可能性もあることを踏まえ、BOO方式の整備ではなく、BOT方式またはBTO方式の運営への変更を検討いただきたい。	駐車場については、BOO方式から変更する予定はありません。
112	要求水準書(案)	10	第1-5 (2)	適用条例等	本事業では、静岡県土採取等規制条例の適用除外との理解でよろしいでしょうか。	静岡市開発指導課に確認してください。
113	要求水準書(案)	12	第1-5 (3)	適用要綱・各種基準等	東海地震等に関して準拠すべき指針・ガイドライン等は「静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン」「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」以外にございますでしょうか。	静岡県危機管理部が静岡県HPにて公表している防災関係資料もご参照ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/index.html
114	要求水準書(案)	12	第1-6 (1)	著作権	本事業において市が必要と認めるときには、市は提出書類を使用できるとありますが、この場合、提出書類の著作権である入札参加者に報告等はございますか。	PFI法第11条に基づく客観的公表(審査講評の公表)時など、通常のPFI事業の事業者選定に係るプロセスで必要な場面では、市の判断で使用いたします。
115	要求水準書(案)	12	第1-6 (1)	著作権	本事業の提出書類の開示により、入札参加者の損害(ノウハウ等の流出他)が発生した場合の市としての対応についてご教授ください。	事象に応じて、法令に基づき、厳正に対応いたします。
116	要求水準書(案)	12	第1-6 (3)	情報公開及び情報提供	落札後、提案書の情報公開請求を受けた場合には、公開内容について事業者の確認される予定でしょうか。	静岡市情報公開条例第7条第2号(事業活動情報)ア、イに該当するため、提案書については非開示となります。
117	要求水準書(案)	13	第1-8	地域経済への配慮	「市内企業、及び人材の活用並びに地場産材などの活用など地域経済の活性化に資する」とありますが、具体的な目安をお持ちでしょうか。 例えば、総事業費×〇〇%、設計建設費用×〇〇%など。	具体的な数値目標はありません。
118	要求水準書(案)	15	第2-1 (3)	(3)計画地条件 敷地条件	本敷地は、第二種中高層住居専用地域となっています。用途及び面積(1,500㎡まで)の規定がありますが、収益施設等を計画する上で、「建築基準法48条ただし書き」又は、関連法規等により、公益上必要な施設で、周辺市街地環境を害するおそれのない施設として、用途及び面積の規制を緩和して頂く事は可能ですか。	建ぺい率については、都市公園法の規定に基づき制約を受けますが、本事業の実施に伴い、特に必要がある場合は、静岡市都市公園条例の改正による建ぺい率の緩和を予定しています。都市計画法に基づく用途地域の変更は予定していません。
119	要求水準書(案)	15	第2-1 (3)	計画地条件	植栽の灌水およびトイレの便器洗浄は、井戸水を使用することは可能でしょうか。	井戸水の水質如何により可能です。
120	要求水準書(案)	16	第2-1 (4)	プール再整備運営事業 1)	後世に伝わるとありますが、評価関連に係る具体的な内容をご教授ください。	評価基準については、入札公告時の落札者決定基準でお示しします。
121	要求水準書(案)	16	第2-1 (4)	プール再整備運営事業 1)	プール位置と津波避難タワーとの位置関係から津波到達時間により犠牲者が出た場合に対するリスクは市との考えで宜しいでしょうか。	運営リスクに示す利用者(参加者)の事故に分類されるため、PFI事業者のリスク分担とし、PFI事業者は、津波避難誘導マニュアルの策定やマニュアルに沿った避難誘導の対応、責任を負います。 ただし、津波被害による施設の営業停止など、不可抗力リスクに分類される事項については、市の主分担とし、協議を踏まえて柔軟かつ適切に対応することとします。
122	要求水準書(案)	16	第2-1 (4)	プール再整備運営事業 1)	上記リスクに対する施設配置等に関する事業者の責は提案書等が承認された時点で市側に移るとの理解で宜しいでしょうか。	市が提案書等を承認したとしても、リスク分担の移転は生じません。 ただし、市の指示によって生じた不適合については、事業者の責任が免責されます。
123	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要 (公園ゾーン)	芝生広場以外は事業者提案によるところが多いのですが、貴市のイメージ等はオーソライズされている通りでしょうか。その他のイメージももたれていらっしゃるのでしょうか。便益施設については利用者想定がありましたら御教授ください。	各施設については、要求水準書(案)に定める要求水準を満たした性能を確保するものを、事業者で提案してください。
124	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要 (プールゾーン)	民間事業者が提案するアトラクションプール施設について常設・仮設の規制はありますでしょうか。また、照明灯の提案においても稼働タイプのような仕様でもよろしいでしょうか。	アトラクションプール施設は常設としてください。 照明灯については、要求水準書(案)P26の要求水準を満たしていれば、稼働タイプでも可能です。
125	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要 (公園ゾーン)	多目的広場・園路は、事業者提案によるとありますが貴市のリニューアル計画で起案された仕様があればご教示願います。例えば人工芝など全天候型をお考えになられたのでしょうか。	各施設については、要求水準書(案)に定める要求水準を満たした性能を確保するものを、事業者で提案してください。
126	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要 (公園ゾーン)	修景施設における植栽計画は事業者提案とありますが貴市のリニューアル計画で起案された仕様があればご教示願います。	各施設については、要求水準書(案)に定める要求水準を満たした性能を確保するものを、事業者で提案してください。
127	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要	表中の※1、照明灯は民間事業者の提案により市の費用負担外とありますが、一般的に必要な照明は市の負担で、特別な照明(演出照明等)は事業者負担という意味と考えてよろしいでしょうか。	プールゾーンの照明灯については、事業者がプールの営業時間の延長を提案する場合において、事業者の提案により設置し、費用は事業者の負担とします。
128	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要	ウォータースライダー:プール水面積に含まれますでしょうか。含まれる場合の算定基準についてご教授ください。(例えば投影面積等)	ウォータースライダーは、着水池のみを水面積に含みます。
129	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要	水面積は、2,500㎡以上とあり民間事業者提案分も含むと理解していますが、仮設プールも含まれるでしょうか。 また、ウォータースライダー(本設・仮設)についても設置面積を水面積に含むかどうかご教示ください。	仮設プールは含みません。ウォータースライダーは着水池のみを水面積に含みます。
130	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要	「プールサイド6500㎡以上」とありますが、それ以外の設備・諸室の規模については、事業者独自の根拠に基づいた提案であれば要求水準をクリアしているということでしょうか。	要求水準書(案)に定める要求水準を満たし、要求水準書(案)P9 5順守すべき法令等を遵守したうえで、それ以上の提案については事業者の根拠を尊重します。
131	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要	他案件において、この根拠の考え方で民間と自治体の間で乖離が生じ、協議に時間を要した経験があります。提案後に変更を求められると、費用にも影響を及ぼしますので、事業者独自の根拠を尊重頂くか、市で明確な計算式等をお示し頂き、要求水準を明確にして頂くことを望みます。	要求水準書(案)に定める要求水準を満たし、要求水準書(案)P9 5順守すべき法令等を遵守したうえで、それ以上の提案については事業者の根拠を尊重します。
132	要求水準書(案)	18	第2-1 (6)	整備施設概要	松林の維持管理業務について過去5年分の仕様と委託費・委託先をご教示ください。	静岡市公園整備課に公文書公開請求を行ってください。
133	要求水準書(案)	18,22 73	第2-1 (6)	整備施設概要 (プールゾーン)	アトラクションプールは市の負担なしとの事ですが、自主事業としてそのエリアのみを別料金で有料にすることは可能ということでしょうか。	不可能です。
134	要求水準書(案)	19	第2-2 (1)2)	施設計画	4つの重点項目についてB+ランク以上を確保し、Aランク以上を目指すこととありますが、この4項目のB+は必須条件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
135	要求水準書(案)	19	第2-2 (1)2 ③	防災	プール・公園施設利用者の避難施設(津波避難タワー等)に関する規定はありますでしょうか。	事業基本計画への津波避難誘導マニュアルの策定や災害時の避難誘導の実施など、必要なソフト対策を規定しています。ハード対策は必須要件としては、規定しておりません。
136	要求水準書(案)	19-20	第2-2 (1)2 ③	防災	「津波避難施設の撤去は不可」とありますが、同等以上の機能を有する施設を収益施設と複合的に設けることも不可でしょうか。ご教示ください。	津波避難施設につきましては、原則、撤去不可能です。同等以上の機能を有する施設設置の取り扱いについては、静岡市危機管理総室と協議調整が必要となります。また、地域住民の合意形成も必要です。
137	要求水準書(案)	19-20	第2-2 (1)2 ③	防災	津波避難施設の上部の一部を活用して自主事業を行う場合の使用料計算の面積配分はどのようになるかご教示ください。	津波避難施設は静岡市危機管理総室が公園の占用許可を受けて設置している工作物であるため、占用者である静岡市危機管理総室と協議したうえで、上部の利用を実施してください。
138	要求水準書(案)	20	第2-2 (1)2 ⑥	長寿命化・ライフサイクルコスト	耐用年数が長い施設設計とありますが、適切な施設費の提案を行うため通常の耐用年数を想定しての対応で良いとの理解で宜しいでしょうか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省)に基づく耐用年数を最低水準とし、それ以上の提案を期待します。長寿命化・ライフサイクルコストの縮減効果については、評価の視点の一つとすることを予定しています。
139	要求水準書(案)	20	第2-2 (1)2 ⑥	長寿命化・ライフサイクルコスト	更新に関しては、本事業以外と考えて宜しいでしょうか。また、市より更新の依頼等があった場合は、変更協議をお願いいたします。	事業期間中に必要な更新に関しては、本事業で対応してください。事業期間中に要求水準を維持するための修繕・更新等を事業者が対応している場合に限り、市からの更新依頼について変更協議を行います。
140	要求水準書(案)	21	第2-2 (1)3	施工計画	事業者の責によらず、損失補填があった場合は市の対応との理解で宜しいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由については市の対応とします。
141	要求水準書(案)	21	第2-2 (1)3	施工計画	必要な対策を講じた上での損失補填の発生は、別紙分担表の住民問題リスクにおける分担者が市となるケースとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表(案)の共通、社会リスク、住民問題リスクの規定のとおりです。
142	要求水準書(案)	21	第2-2 (1)3	施工計画	工事期間中の公園等の利用に際して発生した安全対策費等は事業者から市への請求するとの理解で宜しいでしょうか。	工事期間中の安全対策費は市から支払う建設費に含まれています。
143	要求水準書(案)	21	第2-2 (1)3	施工計画	工事期間中に発生する汚水を公共下水道に排水する場合について、特別な規制はありますか。	静岡市下水道維持課に確認してください。
144	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	プールゾーン(プール再整備運営事業)の要求水準	プール施設の水源について井水を検討しようと思いますが、期間中に災害による給水不足や枯渇する恐れがあります。上水を利用した際の費用負担について、貴市のお考えをご教示願います。	事業者の負担となります。
145	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	プールゾーン(プール再整備運営事業)の要求水準	25mプールの水深について専ら遊泳利用目的で具体的な水深要求がありませんが、何センチぐらいをお考えでしょうか。	1.0m以上を想定しています。
146	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	プールゾーン(プール再整備運営事業)の要求水準	プールゾーン・公園ゾーンともに公衆電話の設置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	プール施設全体	「プール施設の合計水面積は2,500㎡以上とし」、とありますが、個別のプールで水面積の指定があるのは流水プールの1,300㎡のみと考えてよろしいでしょうか。	流水プール、及び25mプールに水面積の指定があります。
148	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	プール施設全体	プール施設の排水を適切な処理をした上で海へ放流した場合、無償で排水できるとの理解でよろしいでしょうか。	配布資料6(放流設備変更承認申請書)により静岡市下水道維持課へ申請し、下水道の免除を受けたいと、放流してください。
149	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	プール施設全体	プール施設の排水を適切な処理をした上で海へ放流する場合に協議が必要な関係機関を教えてください。	静岡市下水道維持課です。
150	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	幼児用プール	仮設型でも良いか。また、プール運営期間外に幼児用プールをじゃぶじゃぶ池として開放してもよろしいでしょうか。	幼児用プールについては常設とします。プール施設の要求水準を満たしたうえで、仮設型の幼児用プールをじゃぶじゃぶ池として開放することは可能です。
151	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	民間提案のアトラクションプール	事業者が提案するアトラクションプールに対して、市の事由により変更を指示する場合は、その整備費用は、市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書(案)の事業条件や各施設の要求水準を満たせなくなる恐れがある場合に、設計内容についての変更、調整協議をさせていただく可能性があり、その際の変更に係る費用は事業者の負担とします。
152	要求水準書(案)	22	第2-2 (2)	民間提案のアトラクションプール	併設や統合する場合、民間が負担する整備費の算定については、独自の積算根拠を示すことで認められるかどうかご教示ください。	アトラクションプール部分の整備内容と費用負担を明らかにしてください。
153	要求水準書(案)	23	第2-2 (2)	プールサイド	クッション性のある材料は、プールサイド全面に求めておられますか。危険な部分のみの仕様でもよろしいでしょうか。	クッション性とは、歩行者に優しい弾性のある舗装を指し、弾性のあるカラー舗装等は仕様として認めます。プールサイドについては、原則、利用者が立ち入る範囲全面で安全や快適性に配慮し、クッション性(弾性)のある舗装材を用いることとします。
154	要求水準書(案)	23	第2-2 (2)	プールサイド	持ち込みの簡易テント・パラソルとはどのようなものを想定されていますか。突風により固定していても危険な状態になることが想定されます。	具体的な持ち込み物の市側の想定はありません。常設か仮設か、仮設の場合の貸出し利用者への持ち込みかなど、パラソル、テント等の利用の構成は事業者の提案とします。なお、持ち込みを認める場合は、適宜設置場所や安全措置、持ち込み可能なテントの種類、持込禁止物など、利用規則やルールについても、事業者による提案を求めます。
155	要求水準書(案)	24 40	第2-2 (2)	プール付帯施設(管理施設)	管理棟・事務所は、プール運営期間中以外にも公園の維持管理運営業務目的で利用は可能でしょうか。それとも別棟が必要でしょうか。	プール運営期間外の利用も可能です。
156	要求水準書(案)	24	第2-2 (2)	管理棟・事務所	事業者側の需要予測が目標を下回った場合には、必ずしも「年間利用者数の目標(13万人以上)」を基準にすることはなく、需要予測をもとに同時最大利用者数を考えればよいのでしょうか。	プール施設、プール付帯施設は年間利用者数13万人を目標としていますので、施設整備に求める要求水準は13万人を許容できる施設としてください。そのうえで、事業者が想定する同時最大利用者数を設定してください。
157	要求水準書(案)	25	第2-2 (2)	プール付帯施設(監視台)	監視室からすべてを見渡すことが可能であれば監視台は絶対条件ではないと考えてよろしいでしょうか。	監視室の位置による最小限の監視台の設置とするような工夫は可能とします。ただし、監視室からの死角や距離により、迅速な救護など安全面の確保が難しいことを考慮すると、監視台の設置は相当数必要になることが想定されます。
158	要求水準書(案)	25	第2-2 (2)	サイン・ピクトグラム・マップ	避難経路の案内看板に多言語対応、とありますが、その他のサインの多言語対応は絶対条件でないと考えてよろしいでしょうか。また、多言語の種類・数は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書(案)	25	第2-2 (2)	サイン・ピクトグラム・マップ	本事業におけるサインに関しては静岡市広告物条例に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	屋外に掲出するサイン類については、静岡市屋外広告物条例が適用されます。詳細については、静岡市ホームページ(https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000001.html)をご参照いただくか、静岡市建築総務課屋外広告物係にお問い合わせください。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
160	要求水準書(案)	28	第2-2(3)	公園機能ゾーン(公園再整備運営事業)の要求水準	子育てや健康づくり、地域の憩いの場としての機能を最大限発揮するよう配慮すること。とありますが貴市としてどのようなイメージ又は最低限の機能等ありましたら御教授願います。	静岡市子ども・子育て・若者プラン等の理念も踏まえ、事業者による相応しい提案を求めます。
161	要求水準書(案)	28	第2-2(3)	公園機能ゾーン(公園再整備運営事業)の要求水準	脱炭素社会に取り組んだ公園整備またハートビル法の適用を考慮していった方がよろしいのか御教授ください。	要求水準書(案)P19 2)②に示すとおり、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づいた環境負荷の低減に寄与する施設計画を求めます。
162	要求水準書(案)	28	第2-2(3)	公園機能ゾーン全体	建設残土について必要があれば公園機能ゾーンに敷き均し処理は可能でしょうか。	要求水準書(案)P9 5 順守すべき法令等を遵守したうえでの処理は可能です。
163	要求水準書(案)	28	第2-2(3)	芝生広場	芝生広場について人工芝・天然芝等の選択については事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	天然芝を原則としますが、提案書提出前までに市と協議を実施し、サービスの向上など人工芝の優位性が認められた場合については、人工芝の提案も可能とします。
164	要求水準書(案)	28	第2-2(3)	多目的広場	収益施設や追加機能等の整備の提案を可能とするとありますが、この整備にかかる費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	収益施設(BOO)や追加機能については、事業者の費用負担とします。
165	要求水準書(案)	28	第2-2(3)	遊具	事業者の創意工夫を発揮できる遊具を事業者提案で設けるとありますが、この整備費用及び運営に係る点検費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	遊具に係る整備費用、維持管理費用は、総事業費(予定価格)の算定に含まれるため、事業者の負担となります。
166	要求水準書(案)	29	第2-2(3)	サイン・ピクトグラム・マップ等	本事業で整備すべきサイン・ピクトグラム・マップ等は公園入口の案内板、各プールの避難誘導、イベント掲示板とありますが、公園全体で何か所の設置を想定していますか。	箇所数の指定はありません。要求水準を踏まえた事業者提案を求めます。
167	要求水準書(案)	29	第2-2(3)	照明灯	照明灯の設置とありますが本事業で整備を予定している照明灯は何基になりますか？。またその際の仕様(照度基準等)を教えてください。	設置箇所は事業者の提案としますが、設計時に市と協議を行うものとします。照明灯の照度は、JIS照度基準及び、静岡県防犯まちづくり条例の対応指針に準拠し、提案してください。
168	要求水準書(案)	29	第2-2(3)	トイレ	トイレの設置とありますが、本事業で整備するトイレは公共施設の建築基準で設けられると考えてよろしいでしょうか？それとも民間整備の建築基準レベルでよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P9 5 順守すべき法令等を遵守したうえで設置してください。
169	要求水準書(案)	29	第2-2(3)	水飲み場	水飲み場を設けることとありますが、本事業で整備される水飲み場は何か所と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案内容に応じて、必要となる数量を設置してください。
170	要求水準書(案)	30	第2-2(3)	ロータリー	自動車、歩行者の錯綜について、どの程度の錯綜が発生すると想定しているのか、考え方、データ等をご教示ください。	利用者数や自動車、歩行者の錯綜については、事業者で需要や発生見込みを想定した上で、施設配置や要求水準を満たした施設規模を提案してください。
171	要求水準書(案)	30	第2-2(3)	ロータリー	記念植樹は落札後に保全又は移植する対応をする必要があることを事業者が認識していればよく、提案時までに協議によって保全や移植する場所を定めることまでは求めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書(案)	30	第2-2(3)	ロータリー	静岡・海辺づくりの会は記念植樹の移植については同意されているのでしょうか。	移植について、寄贈者の同意を得ています。
173	要求水準書(案)	30	第2-2(3)	駐輪場	駐輪場の必要台数について、考え方、データ等のご提供を願います。	事業者の同時最大利用の需要予測を踏まえて提案してください。
174	要求水準書(案)	30	第2-2(4)	松林	民間事業者の提案により必要な措置を行うとありますが、P7(7)の事業方式の表に松林に関する記載はありません。措置に関する費用は市が負担するものとかがえてよろしいでしょうか。	松林については、公園再整備運営事業の修景施設、樹木維持管理業務に含まれます。
175	要求水準書(案)	30	第2-2(4)	松林ゾーンの要求水準	松林ゾーンの維持管理に関して、松の本数など、防風林としての機能に関する規定はありますか？	本数等の規定はありません。樹木維持管理業務については、要求水準書(案)P63(7)をご参照下さい。
176	要求水準書(案)	30	第2-2(4)	松林ゾーンの要求水準	動植物の生態調査は実施済みでしょうか。	実施していません。
177	要求水準書(案)	31	第2-2(5)	解体・撤去に係る要求水準	樹木:プールゾーンの樹木はすべて伐採・伐根することとありますが、こちらは保安林となっているのでしょうか。	大浜公園内の樹木に保安林の指定はありません。
178	要求水準書(案)	31	第2-2(5)	解体・撤去に係る要求水準	「プールゾーン(提案)の樹木はすべて伐採・伐根すること」とありますが、プールゾーンの樹木の根がどの程度伸びているか判断が現状できないため、一定以上は地中埋設物と同様のリスク分担として貴市の負担にしていただけませんか。	プールゾーン(提案)の樹木の伐採・伐根費用を見込んでいるため、事業者の負担とします。伐採・伐根の状況により、撤去の方法は市と協議の上で決定してください。松は、可能な限り松林ゾーンに補植して下さい。補植に係る費用は総事業費に含まれます。
179	要求水準書(案)	31	第2-2(5)	解体・撤去に係る要求水準	プールゾーンの松の伐採・伐根については近隣住民からの同意を得られているのでしょうか。万が一、伐採に関する反対運動等があった場合は市のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。	過年度の説明会において松林ゾーン以外の松については、伐採することを説明しています。松を伐採した場合は、松林ゾーンへの補植を希望しているため、可能な限り補植する方針を伝えており、引き続き、地域の理解が得られるよう説明を行います。
180	要求水準書(案)	31	第2-2(5)	解体・撤去に係る要求水準	解体工事終了後に市による完成検査はなく、建設業務等対象施設の竣工時に市による検査が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間中のサービス対価については、年度毎の出来高払いを予定しているため、年度毎に市の検査を受けていただく必要があります。
181	要求水準書(案)	32	第2-2(6)1)	耐震安全性	プール管理棟・事務所等の建築物について、津波に対する性能規定はありますか？	津波に対する建築物の性能規定はありません。ただし、津波避難マップに示す津波浸水深に配慮した施設配置や排水の計画を求めます。
182	要求水準書(案)	34	第2-2(6)3)	受変電設備	防災用非常電源・予備電源装置の稼働時間は何時間と考えればよろしいのでしょうか。	消防法、建築基準法等の関連法令に基づき、非常電源・予備電源の設置義務のある建築設備を設置する場合において、法令に定める最小稼働時間を守った設備を適宜設置してください。関連法令より、非常電源・予備電源の設置義務がない場合は、任意提案とします。
183	要求水準書(案)	39	第3-1(4)	管理責任者	「PFI事業者は管理責任者を必須で定め・・・」とありますが、現場常駐は不要の理解でよろしいでしょうか。また、管理責任者の有する資格はありますか？	要求水準書(案)P40 3)を参照して下さい。
184	要求水準書(案)	40	第3-2(1)1)	実施体制及び連絡体制の構築	表内の運営業務の責任者区分が「運営責任者」と表記されておりますが、参照先を確認すると「管理責任者」ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。修正いたします。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
185	要求水準書(案)	40	第3-2 (2) 3)	運営期間中の公園の全体管理	運營業務の責任者とは、(表中の)運営責任者でよいでしょうか。	表中の「運営責任者」は、「管理責任者」の誤りのため、修正いたします。
186	要求水準書(案)	40	第3-2 (2) 5)6)	株主総会、取締役会	それぞれ開催後10営業日以内に写しを市に提出とありますが、各社の押印に時間を有する場合がありますので、20営業日以内に変更をお願いします。	現時点では、原文のとおりとします。ただし、事業者選定後、契約段階において調整のための協議は可能です。
187	要求水準書(案)	40	第3-2 (2) 5)	株主総会	「株主総会(臨時株主総会を含む。)の開催後10営業日以内に、当該株主総会に提出又は提供された資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出」と記載ございますが、議事録又は議事要旨の作成や株主の確認及び承認(捺印等)に時間を要することから1ヶ月以内として頂けないでしょうか。	現時点では、原文のとおりとします。ただし、事業者選定後、契約段階において調整のための協議は可能です。
188	要求水準書(案)	40	第3-2 (2) 6)	取締役会	「取締役会の開催後10営業日以内に、当該取締役会に提出又は提供された資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出」と記載ございますが、議事録又は議事要旨の作成や株主の確認及び承認(捺印等)に時間を要することから1ヶ月以内として頂けないでしょうか。	現時点では、原文のとおりとします。ただし、事業者選定後、契約段階において調整のための協議は可能です。
189	要求水準書(案)	41	第3-2 (3) 1)	計算書類等の提出	上記と同様に、20営業日以内に変更をお願いします。	現時点では、原文のとおりとします。ただし、事業者選定後、契約段階において調整のための協議は可能です。
190	要求水準書(案)	41	第3-2 (3) 1)①	計算書類等の提出	会計監査人による監査済決算書類と記載がございますが、SPCの目的は本事業に限定されていること、また会計監査人を設置することで毎年登記が必要となり、SPCの管理費用が増加し、貴市の負担増加に繋がりますので、公認会計士による監査でも可能として頂けませんでしょうか。	設立するSPCが会計監査人監査が義務付けられる要件を満たしている場合は、会社法に基づき、設置を義務づけます。上記以外の場合、会計監査人は任意設置とし、事業者でのご提案のとおりとします。
191	要求水準書(案)	41	第3-2 (3) 2)	事業報告書の作成	事業報告書を4月末までに作成し提出とございますが、事業報告書は取締役会での承認等が必要になりますので、取締役会の開催後1ヶ月以内に提出として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
192	要求水準書(案)	45	第4-2 (1)	設計及び設計関連業務	設計及び設計関連業務に際し、貸与していただける資料は何がありますか。	添付資料、配布資料以外の必要な資料がある場合、請求いただければ適宜貸与を検討します。
193	要求水準書(案)	45	第4-2 (1)2) ①	共通留意事項	本事業の設計を行うにあたり、測量(基準点・平面・縦横断・境界等測量)は実施しなくてもよいのでしょうか。既存測量図等は貸与いただけるのでしょうか。	現況の大浜公園の平面図(基準点)のデータは貸与可能です。本事業の設計を行うための測量は、事業者が実施してください。
194	要求水準書(案)	46	第4-2 (1)2) ②③	基本設計、実施設計	公園部分の土木の設計も基本設計・実施設計が必要となるのでしょうか。	必要です。
195	要求水準書(案)	46	第4-2 (1)2) ③	実施設計	基本設計が承認された後に、市の事由により、当該施設のコンセプトや施設仕様などについて大きな変更が生じた場合は、変更に係る費用は、市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	要求水準書(案)	46	第4-2 (1)2) ④	実施設計の変更	実施設計が承認された後に、市の事由により、当該施設のコンセプトや施設仕様などについて大きな変更が生じた場合は、変更に係る費用は、市のご負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書(案)	48	第4-2 (2)1)	実施体制	建設工事の監理技術者の配置は、建設工事期間のみの配置と考えてよいでしょうか。	専任期間は市への引渡しが完了するまでです。ただし、設計期間中は、現場着手が無いので、専任を要しない期間とできます。以下の静岡市ホームページを参照して下さい。(https://www.city.shizuoka.lg.jp/734_000001.html)(参照:建設工事における技術者等の適正な配置のための手引)
198	要求水準書(案)	48	第4 2) (2)3) ①	建設工事等	工事期間中、施設の部分引き渡しが必要な施設・エリアがありますでしょうか。	津波避難施設へのアクセスに必要な園路や海へのアクセスに要する園路などが想定されます。事業者の提案内容に基づき、事業契約締結時に協議を行います。
199	要求水準書(案)	48	第4-2 (2)3) ②	使用材料等	現場内で発生する残土は、場外持ち出しとして事業費計上すれば宜しいでしょうか。	要求水準書案P9 5 順守すべき法令等を遵守したうえで、残土の処理方法については、事業者提案としてください。
200	要求水準書(案)	49	第4-2 (2)3) ⑥	工事に伴う安全対策	「工事期間中も公園内で使用している施設」について具体的にご教示願います。	津波避難施設へのアクセスに必要な園路や海へのアクセスに要する園路などを想定しており、工事に際して必要な安全対策は本事業に含みます。
201	要求水準書(案)	49	第4-2 (2)3) ⑥	工事に伴う安全対策	工事期間中も公園内で使用している施設があるとありますが、施設の解体順序や、安全上警備員の配置の有無にもかかわるため、具体的な施設をご教示願います。	津波避難施設へのアクセスに必要な園路や海へのアクセスに要する園路などを想定しています。
202	要求水準書(案)	49	第4-2 (2)3) ⑥	工事に伴う安全対策	保安のために必要に応じ警備員を常駐させることとありますが、想定していない要求(近隣住民による過度な要求等)により警備員を配置する場合の変更費用は協議頂けますでしょうか。	事象に応じて、変更費用については協議します。
203	要求水準書(案)	49	第4-2 (2)3) ⑦	関連工事	関係機関との協議の結果、事業区域外にて必要となった整備工事は事業者負担で行うとありますが、実施方針の別紙1リスク分担表では許認可リスクはその内容に応じてリスク分担が決まっていますので、一概に事業者負担とは限らないと考えますがいかがでしょうか。	事業区域外の整備工事については、事象に応じて、リスク分担の分担者が変わります。要求水準の記載を修正します。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
204	要求水準書(案)	49	第4-2 (2)4	施工計画書(工事計画)の策定について	「工事は、原則として日曜日及び国民の祝日に・・・」とありますが、本事業では貴市の週休二日工事の実施は適用されるのでしょうか。	本事業は、週休二日工事の適用ではございません。
205	要求水準書(案)	49	第4-2 (2)5	着工前	工事期間中は大浜公園バス停の移設が必要になると思われませんが、バス会社との交渉は事業者負担でしょうか。	工事期間中は、大浜公園バス停でのバスの運行はありません。
206	要求水準書(案)	50	第4-2 (2)5 ②	近隣調査・準備調査等	敷地内に現存するものに手を加える場合の確認について、事前に地元住民等から撤去しないよう要望を受けているものはありますでしょうか。	現ロータリー中の記念植樹された樹木については、移植を行ってください。
207	要求水準書(案)	51	第4-2 (2)7	市による完成検査	「市が指定する検査員」とありますが、検査員は市職員が担当されるのでしょうか。その場合検査員への報酬は事業費として見込む必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	市職員が担当します。報酬は必要ありません。
208	要求水準書(案)	52	第4-2 (3)	既存施設の解体・撤去関連業務	既存建物の解体後におこなう滅失登記は市側で行うとの理解でよろしいでしょうか。	公園施設は登記されていませんので、滅失登記は必要ありません。
209	要求水準書(案)	52	第4-2 (3)3	解体・撤去工事の留意事項	解体・撤去対象施設に関して現時点でアスベスト・PCB使用されていると把握されている施設があれば教えていただけませんか。	大浜公園プールの変圧器2台に低濃度PCBが含有されています。
210	要求水準書(案)	53	第4-2 (4)1	実施体制	「1名以上の常駐体制を整える」とありますが、常駐は建築工事または土木工事担当の指定はありますでしょうか。また、常駐は必須条件でしょうか。	常駐は必須条件とします。指定工事区分はなく、工事の計画、工程に合わせて、必要な体制提案を求めます。
211	要求水準書(案)	53	第4-2 (4)1	実施体制	土木工事監理について、工事監理内容等については事業者提案でよろしいでしょうか。監理業務内容の指定(仕様)があればご教示ください。	工事監理の内容は、「国土交通省告示第98号(平成31年1月21日)」別添一の第2項第1号及び第2号を参考に、必要な業務の提案を求めます。
212	要求水準書(案)	53	第4-2 (4)2	別工事との調整	現時点で本事業の工事期間中、工程に影響を及ぼすような近隣工事計画はございますでしょうか。	現時点ではありません。
213	要求水準書(案)	54	第4-2 (6)	その他の業務	供用開始(指定管理運営開始)に先立つ広告宣伝費用は指定管理費用に充当可能でしょうか	広告宣伝は、PFI事業者の収益性向上に向けた創意工夫による活動と考え、事業者の費用負担で提案、実施していただきます。
214	要求水準書(案)	54	第4-2 (6)3	供用開始準備	「全て事業者が全額負担する」とありますが、実施方針で質問したように準備期間を設け正当な管理運営業務として認めてもらうことはできないでしょうか。	内覧会やイベントなどは、PFI事業者の収益性向上に向けた創意工夫による広告宣伝活動と考え、事業者の費用負担で提案、実施していただきます。
215	要求水準書(案)	54	第4-2 (6)4	市への公園施設の引き渡し	「保存登記等に必要な支援を事業者の負担にて」とありますが、必要書類の提出などのことを指すのでしょうか。他に費用負担を想定されているのであればご教示ください。	公園施設の場合、個別に所有権を登記していないため、要求水準の修正について検討します。
216	要求水準書(案)	56	第5-1 (3)	公園機能ゾーン・松林ゾーン	P56の表中に避難タワーの記載がありませんが、避難タワーそのものは本事業の対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。その場合避難タワーで事故など発生した場合は市の責任範囲と考えてよろしいでしょうか。	本事業の対象外です。 津波避難施設は、静岡市危機管理総室危機管理が公園の占用許可を受けて設置している工作物であるため、通常の利用の範囲内で発生した事故については、市の責任範囲となります。
217	要求水準書(案)	56	第5-1 (3)	津波避難タワー	「津波避難タワーは業務の対象外」とありますが、維持管理は市が直接行うということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書(案)	57	第5-1 (4)	業務実施の基本方針	「プールの管理・運営面については、事故防止のための徹底した安全対策、管理体制の構築を行うこと」とありますが、これまでのプール監視人員の配置実績をご教示頂けないでしょうか。	静岡市公園整備課に公文書公開請求を行ってください。
219	要求水準書(案)	57 68 77	第5-1 (5)	統括責任者・管理責任者	統括責任者は、維持管理業務又は運営業務の管理責任者を兼務ができるかとありますが、収益施設の管理責任者も兼務ができるのでしょうか。	兼務可能です。
220	要求水準書(案)	57	第5-1 (5)	統括責任者及び管理責任者	「運営業務の管理責任者」とありますが、ここで求められているのは「維持管理業務の管理責任者」という理解で宜しいでしょうか。	運営業務及び維持管理業務のそれぞれにおいて、管理責任者を定めることを求めています。また、プールの運営期間中においては、維持管理業務ではなく、運営業務の管理責任者の常駐を義務付けています。運営業務の統括責任者及び管理責任者については、要求水準書(案)P68を参照してください。
221	要求水準書(案)	57	第5-1 (5)	統括責任者及び管理責任者	プールの運営期間中に統括責任者、又は運営業務の管理責任者、常駐させることとありますが、これは運営業務の責任者ではなく、維持管理業務の管理責任者という意味でしょうか。	運営業務の管理責任者です。
222	要求水準書(案)	57	第5-1 (5)	統括責任者及び管理責任者	本事業では、プールと公園の管理運営が求められる上で、そのための必要スキルは異なるが、1名で両施設の知識を持ち合わせている者を各責任者として配置することを求めているのか。それとも、いずれかの施設に精通していれば良いのか市の考えをお聞かせください。	各々が担うべき役割を確実に遂行できる限り、統括責任者は、管理責任者と兼務することができます。しかし、維持管理業務と運営業務の管理責任者は兼務できません。
223	要求水準書(案)	57	第5-1 (7)	基本事業計画書及び年度事業計画書	提案書を基に、各業務に対しとあるが、各業務とは何を指すのかまた、業務ごととは何を指すかお示しください。	各業務とは、維持管理業務と運営業務において、要求水準書(案)P55(2)業務内容、P67(2)業務内容に示す区分(保守点検業務、清掃業務などの区分)のことを指します。「基本事業計画書及び年度事業計画書に含む内容」においては、維持管理業務、運営業務全体に共通する事項に加え、各業務ごとに定めが必要な事項がわかるような事業計画書の構成とすることを求めます。
224	要求水準書(案)	58	第5-1 (9)	光熱水費	プール用の井水が井戸枯れ等により使用できなくなった場合、水を別に調達する場合の料金負担は市の負担によるものと考えて宜しいでしょうか。	事業者の負担となります。
225	要求水準書(案)	58	第5-1 (8)	年度事業報告書	日報、月例報告書、事業報告書について、電子データor紙、どちらでもよろしいでしょうか、また日報の保管期限をお示しください。	電子データ、紙データ両方での提示を求めることを想定しています。保管期限については、契約時の協議とします。
226	要求水準書(案)	61	第5-2 (4)2 ②	備品等保守点検業務	備品等保守点検業務の対象は、貴市の所有備品のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書(案)	64	第5-1 (7)3 ①	業務全般についての要求水準	高木、中低木、地被類等、松林の具体的な位置、数量は、配布資料8に記載されるのでしょうか。	樹木の参考位置、種類は、配布資料2公園現況平面図(CADデータ)、配布資料3公園樹木一覧に示すとおりです。
228	要求水準書(案)	67	第6-1 (2)5	災害時の対応	災害時の対応について、市として当該施設に備蓄予定のものがあれば品名、数量等をお示しください。	当該施設に、備蓄予定の災害用品はありません。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
229	要求水準書(案)	68	第6-1(5)	統括責任者及び管理責任者	運營業務に関して事故等発生した場合は統括責任者又は管理責任者より報告とありますが、この管理責任者は運營業務の運営責任者と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	要求水準書(案)	69	第6-1(7)	基本事業計画書及び年度事業計画書	提案書を基に各業務に対し次の事項を内容として基本事業計画書及び年度事業計画書を作成とありますが、この各業務というのはどのような業務区分及び項目になりますか。	各業務とは、維持管理業務と運營業務において、要求水準書(案)P55(2)業務内容、P67(2)業務内容に示す区分(保守点検業務、清掃業務などの区分)のことを指します。「基本事業計画書及び年度事業計画書を含む内容」においては、維持管理業務、運營業務全体に共通する事項に加え、各業務ごとに定めが必要な事項がわかるような事業計画書の構成とすることを求めます。
231	要求水準書(案)	69	第6-1(7)	基本事業計画書及び年度事業計画書	障がい者・高齢者等の採用計画を含む、とありますが、障がい者や高齢者の配置は必須でしょうか。公募時の評価に影響するでしょうか。(p58も同様)	評価基準については、入札公告時の落札者決定基準でお示します。
232	要求水準書(案)	70	第6-1(9)	保険	建物が完成してから市に引継ぐ期間について事業者負担で火災保険に加入とありますが、竣工引渡が同時となれば保険加入は、不要とならないでしょうか。	事業者による検査後、市の完成検査を受ける必要があり、竣工後速やかに引渡しができない可能性も想定されるため、火災保険の加入を規定しています。
233	要求水準書(案)	73	第6-3(2)	プール施設等に係る運營業務	プールの利用料金に関する条例の見直しの協議、検討は可能なのか、ご教示ください。	条例改正による利用料金上限額の変更は想定しておりません。ただし、施設運営状況や物価変動等の情勢を勘案し、運営・維持管理に係るサービス対価の変更協議を行うことは想定しています。事象に応じて利用料金の改正が明らかに必要と認められるときは、改正を検討します。利用料金の上限額は入札公告時にお示します。
234	要求水準書(案)	73	第6-3(2)1①	利用受付業務	消毒液、スタッフ・利用者用マスク、検温器など、感染症等の予防及び対策に必要な備品を備えることとありますが、利用者用マスクとは誰に対し配るものか対象をお示しください。	プール利用者を想定します。マスクの提供は運営側の義務ではなく、運営時の情勢に応じて、利用者への着用義務の周知や着用条件の明示など、感染症等の予防及び対策に必要なと考えられる措置を実施してください。
235	要求水準書(案)	73	第6-3(2)1②	利用料金の設定業務	原則、プールゾーン全体で大人・小人それぞれで一律の料金を設定することとありますが、具体的にどう一律すると考えているのかお示しください。	大人・小人それぞれで一律の入場料金を設定してください。ウォータースライダーなどで追加料金(1回200円など)を設定することは不可とします。ただし、要求水準を満たしたうえで、プールゾーン内にBOO施設を整備・運営する場合は、別途料金を徴取することは可能です。
236	要求水準書(案)	73	第6-3(2)1②	利用料金の設定業務	プール利用料金以外にロッカー利用料を設定することは可能でしょうか。ロッカーキーの紛失や盗難防止のため、有料化が必要と考えます。	ロッカーについては、原則、要求水準書(案)P25を満たした上で、同時最大利用者数をまかなう分の無料又はコインリターン式を採用してください。同時最大利用者数分の無料ロッカーを確保した上で、貴重品用の有料ロッカーなどを追加で設置いただくことは可能とします。
237	要求水準書(案)	73	第6-3(2)1②	利用料金の設定業務	プール全体で一律料金とすると、収益性が大きく減退することから、事業の安定化のためにも、別途料金収入を認めて頂きたい。	一律料金制で、要求水準に定めるプールゾーン内のBTO施設を利用できるような料金設定としてください。ただし、要求水準を満たしたうえで、プールゾーン内にBOO施設を整備・運営する場合は、別途料金を徴取することは可能です。
238	要求水準書(案)	73	第6-3(2)1②	利用料金の設定業務	自主事業として、民間提案のアトラクションプールにて別途料金を徴取することは提案可能か。また、有料シートを設けることは可能か。	アトラクションプールはBTO施設である為、別途料金を徴取することはできません。要求水準を満たしたうえで、プールゾーン内にBOO施設を整備・運営する場合は、別途料金を徴取することは可能です。有料シートの設置についても、BOO施設として整備・運営する場合は設置可能です。
239	要求水準書(案)	74	第6-3(2)2	プールの監視業務	「他の利用者に悪影響を及ぼす恐れがある入墨」の定義をお示しいただくことは可能でしょうか。※入墨がある場合でも他の利用者から見えないようシール等で目隠しされていれば遊泳可にする等	他の利用者から見えないようにシール等で目隠しされていれば、遊泳可能です。
240	要求水準書(案)	74	第6-3(2)2	プールの監視業務	「単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること」とありますが、前頁の「1)④利用受付関連業務」に記載されている「介助を必要とする利用者については、それらに対応可能な人員確保など配慮を行うこと」について、ここでの「付添者」を求めているわけではないという理解で宜しいでしょうか。	利用者の入場時に、高齢者や障害者等に対して、スタッフ側で配慮、対応できるような人員や役割を確保しつつ、プール利用時においては、単独でのプール利用が困難な者に対して、付添者を求めるような呼びかけを行うような運用を求めています。
241	要求水準書(案)	74	第6-3(2)3	プール及びプール周辺の警備業務	プール営業期間及び営業時間において本公園の警備を行うこととありますが、プールの運営事業は指定管理となります。公園部分の警備員の費用は指定管理料に含まれますか。	実施方針P4(12)2)のプール再整備運営事業の運営・維持管理に係る対価として含みます。
242	要求水準書(案)	75	第6-3(2)4	軽食・物販施設等の運營業務	軽食とはどの範囲まででしょうか。	プールゾーン内(プールサイド)で、屋外でも衛生上提供可能でプール利用に配慮したものを指します。具体的な食べ物の種類の制限は設けませんが、例えば、裸足の利用者に危険のないよう破損の恐れが高いガラスや陶器などは避ける、飲食可能な範囲を管理運営面から制限するなど、利便性を損なわないよう配慮してください。
243	要求水準書(案)	75	第6-3(2)4	軽食・物販施設等の運營業務	必要な機能を満たしていれば、とありますが、必要な機能の定義について提示ください。	仮設建築物で食品を販売する場合、食品を提供する上での衛生上、品質確保上に必要な設備を求めます。詳しくは、静岡市HPに示すの露店営業許可についての資料をご確認ください。また、食品衛生上の確認は静岡市保健所にお問合せください。
244	要求水準書(案)	75	第6-3(2)4	軽食・物販施設等の運營業務	軽食・物販施設について、管理棟と合築とし、事業者が管理許可使用料を負担する方法は可能でしょうか。	要求水準書(案)P24管理棟・事務所の要求水準を満たしたうえで、提案書提出前までに市と協議を実施し、サービスの向上などの優位性が認められた場合については、管理棟・事務所との合築により軽食・物販施設を設けることは可能です。また、市が想定する管理棟・事務所(BTO施設)内に軽食・物販施設を設ける場合は、事業者は市から都市公園法に基づく管理許可を受けて、静岡市都市公園条例に基づく使用料を支払い、運営することは可能です。
245	要求水準書(案)	75	第6-3(2)4	軽食・物販施設等の運營業務	軽食・物販施設について、別途仮設建築物を設ける場合、設置許可使用料は発生するのでしょうか。	都市公園法に基づく設置管理許可を受け、静岡市都市公園条例に基づく使用料の支払いが必要です。
246	要求水準書(案)	75	第6-3(3)	駐輪場運營業務	放置自転車について7日間の保管、2か月間公示のあと引き取りが無い場合は廃棄とありますが、放置自転車の廃棄費用は市が負担すると考えてよろしいでしょうか。また、もし事業者が負担する場合には駐輪場を有料とし利用料収入で廃棄費用を賄うということは可能でしょうか。	廃棄の場合の費用は、静岡市公園整備課が負担します。
247	要求水準書(案)	75	第6-3(3)	駐輪場運營業務	引取りがない場合の破棄処分費用は市と理解でよろしいでしょうか。	廃棄の場合の費用は、静岡市公園整備課が負担します。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
248	要求水準書(案)	75	第6-3(3)	駐輪場運営業務	2か月間公示し、引取りがない場合の廃棄処分にかかる費用負担の考え方についてご教示いただけますでしょうか。	廃棄の場合の費用は、静岡市公園整備課が負担します。
249	要求水準書(案)	75	第6-3(4)	自主事業(イベント・その他事業)	「公園内に自販機設置の提案を行い市が承諾した場合は認める」とありますが、この際の使用料は発生するのでしょうか。ご教示ください。	都市公園法に基づく設置管理許可を受け、静岡市都市公園条例に基づく使用料の支払いが必要です。また、自動販売機に係る電気料金は事業者の負担となります。
250	要求水準書(案)	75	第6-3(4)	自主事業(イベント・その他事業)	海岸を活用する際に販売、設備の設置(仮設を含む)を不可とし、公園内で購入した飲食は可とありますが、飲食に必要なテーブル、椅子等の設置は可能でしょうか。	詳細は、海岸管理者(静岡県)と事前協議をした上で承認を得てください。
251	要求水準書(案)	75	第6-3(4)	自主事業(イベント・その他事業)	避難タワーを活用した自主事業の提案に際し、タワー内での制約事項があればご教示ください。	津波避難施設は静岡市危機管理総室が公園の占用許可を受けて設置している工作物であるため、占有者である静岡市危機管理総室と協議したうえで、上部の利用を実施してください。
252	要求水準書(案)	75	第6-3(5)	災害時の対応	津波災害誘導マニュアルに従い迅速に対応すること。とありますが、津波避難タワーへの誘導、同タワーへ避難された方の対応は、市で対応されるでよろしいでしょうか。リスク分担として明確にされたほうがよいかと思えます。	津波避難施設への誘導はPFI事業者の対応とし、津波避難施設へ避難した方の対応は市を想定しています。
253	要求水準書(案)	77	第7	収益施設等整備運営業務に関する要求水準	収益施設におけるアルコール類・タバコ販売の規制はあるのでしょうか。	規制はありません。
254	要求水準書(案)	77	第7-1(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	中島浄化センターの敷地に臨時駐車場を整備・運営とありますが、事業場あまり必要ない場合、臨時駐車場整備・運営は実施しなくてもよいのでしょうか。 *現在の利用状況は駐車場がない状態で運営されており、近隣の民間駐車場の民業圧迫にもつながりかねないと考えております。	大浜公園内に整備する駐車場や周辺の駐車場で対応可能な場合は、臨時駐車場の整備・運営は必須ではありません。ただし、駐車場利用による渋滞や混雑等への対応や運営リスクなどの分担は事業者となります。
255	要求水準書(案)	77	第7-1(3)1	収益施設整備運営業務	収益施設を、BTOで整備する施設(プール付帯施設等)と一体の建築物として整備する提案は可能でしょうか。 また、その場合、合築建築物を一括で市所有とした上で、PFI事業者側が建物賃貸借契約等により貸与する形とすることは可能でしょうか。	BTOで整備する施設の要求水準を満たしたうえで、BTO施設とBOO施設に係る建設及び維持管理の費用負担を明確にし、提案書提出前までに市と協議を実施して、サービスの向上など一体として整備することの優位性が認められた場合については、BTO施設との合築は可能です。 なお、合築した建築物については、市が所有するBTO施設部分と事業者が所有するBOO施設部分で所有区分を分けるため、一括で市の所有とすることはありません。 また、事業者が建物の賃貸借契約を締結できるのは、BOO施設部分だけとなります。
256	要求水準書(案)	77	第7-1(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	臨時駐車場を整備・運営する「中島浄化センター」ですが、運営期間中は臨時駐車場の敷地として確保されているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細につきましては静岡市下水道施設課と提案書提出前までに事前協議を実施してください。
257	要求水準書(案)	78	第7-3(1)3	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	公園に最低100台以上駐車台数を確保するとあるが、大型車両用駐車場の最低台数について教えていただけないでしょうか。	大型車両は想定していません。普通自動車で100台以上を確保して下さい。
258	要求水準書(案)	79	第7-3(3)	<臨時駐車場(中島浄化センター敷地内)>	貴市が臨時駐車場として運営している施設がありましたら、施設名及び管理方法(駐車方式、料金徴収等)をご教示ください。	市が臨時駐車場として運営している施設はございません。
259	要求水準書(案)	78	第7-3(1)3	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	公園内の駐車場は、100台以上とありますが、200台以上の駐車場確保のため、立体駐車場として整備することは可能ですか。	可能です。関連法令に則り、計画してください。
260	要求水準書(案)	79	第7-3(2)	事業期間終了時の対応	臨時駐車場の夏季営業終了後の原状回復のレベルについて、具体的にご教示ください。	静岡市下水道施設課と提案書提出前までに事前協議を実施してください。
261	要求水準書(案)	79	第7-3(2)	事業期間終了時の対応	c)とする場合に与えられる設置管理許可の期間は最大何年を想定されていますか。 また、事業継続の条件は公募ではなく随意契約となるのでしょうか。	要求水準書(案)P79(2)事業期間終了時の対応のとおり、両者の合意を基に、同事業者の事業継続を想定しています。その際の設置管理許可の期間は、最長期間を10年間として想定しています。
262	要求水準書(案)	80	第7-3(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	臨時駐車場の面積及び想定駐車台数を教えて下さい。	市の想定駐車台数は350台です。ただし、大浜公園区域外での夏季プール運営期間に必要な台数を踏まえて、必要な臨時駐車場の規模や性能は事業者の自由提案とします。
263	要求水準書(案)	80	第7-3(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	臨時駐車場からの移動手段については、バス会社等と調整を行うこととありますが、移動手段の費用は、PFI事業者の負担と考えてよろしいですか。	PFI事業者の負担とします。
264	要求水準書(案)	80	第7-3(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	臨時駐車場は、無償でお借りできると考えてよろしいですか。	目的外使用料がかかります。 適宜、静岡市下水道施設課に確認してください。 (参考:令和元年度の目的外使用料1,596円/㎡・年、4.37円/㎡・日)
265	要求水準書(案)	80	第7-3(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	本事業の公益性、社会経済情勢が安定していない状況を考慮いただき、事業用地の使用料については減免もしくは弾力的な運用をご検討いただきたい。	大浜公園の使用料は減免できません。 中島浄化センターの使用料については、静岡市下水道施設課に確認してください。
266	要求水準書(案)	80	第7-3(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	臨時駐車場から徒歩以外の交通手段を必須で設けることとありますが、輸送事業を行うことは事業者の非常に重い負担となります。この徒歩以外の交通手段というのはどのようなものを想定していますか?また、この移動手段も有料としてもよいのでしょうか。	シャトルバスの運行などが想定されます。 移動手段の有料での運営は可能です。
267	要求水準書(案)	80	第7-3(3)2	駐車場整備運営業務(常設・臨時)	目的外使用許可に係る使用料についてお示し下さい。	中島浄化センターの目的外使用料については、静岡市下水道施設課に確認してください。 (参考:令和元年度の目的外使用料1,596円/㎡・年、4.37円/㎡・日)
268	要求水準書(案)	-	-	施設全体の交通環境	来訪者の交通手段、交通手段別の来訪者数、分担率等について、考え方や詳細データ等をご教示ください。	ホームページにおいて過去の利用実態調査の情報を公表します。
269	添付資料a	5	1(4)	浸水想定区域	平成31年に完成した公園に面する静岡海岸の堤防の図面はいただけるでしょうか。	静岡県に問合せください。

NO	資料名(統一)	頁	項目	タイトル	質問・意見	回答案
270	添付資料a	45	3(3)	概算事業費	「PFI-LCC(PFI方式)18.3億円。公園全体の概算事業費は、約18億～20億円。概算事業費は、設計・建設工事費の総額と、供用開始後27年間の管理運営費、プールの想定料金収入、公園使用料収入を含みます。」との記載があります。 一方、同添付資料P35表14では「プール撤去・新設を行う場合の事業費:事業期間合計3,380,450千円」との記載があります。 事業期間が短縮されたことによる、貴市が想定する最新の概算事業費及びその内訳をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に総事業費の上限額を提示する予定です。サービス対価の費目構成についてはお示しますが、各業務に係る対価の上限金額を提示する予定はありません。
271	添付資料i	1	-	既存施設の解体・対象表	「原則、撤去」となっている構造物について、具体的な撤去内容と範囲をご提示ください。地中埋設物はすべて撤去対象でしょうか。新設施設への影響がない地中構造は、残置してもよいでしょうか。	具体の撤去内容と範囲は要求水準書添付資料i「既存施設の解体・撤去対照表、施設配置平面図」を参照してください。 埋設物の撤去については、要求水準書(案)P31(5)解体・撤去に係る要求水準のとおりです。
272	添付資料i	1	-	既存施設の解体・対象表	撤去する施設は、撤去の順番や時期等に条件がありますか。	条件はありません。
273	添付資料i	1	-	施設配置平面図	埋設配管の平面配置・深さを示した図面やCADデータはございますでしょうか。	ありません。
274	添付資料p	-	-	臨時駐車場の候補敷地(中島浄化センター)	添付資料pに示す臨時駐車場の候補敷地網掛け部分は、googleマップ上では広場の仕様となっているようですが、当該部分で間違いないでしょうか。	添付資料pに示すとおりです。
275	配布資料2	-	-	現況施設平面図	用地の地盤高が分かる資料はございますでしょうか。	ありません。
276	配布資料4	-	-	大浜公園 地質調査報告書	当地質報告書だけでは、入札前の検討を十分に行えない場合に、土質調査をすることは可能でしょうか。また、その費用は、提案する費用に盛り込んで宜しいでしょうか。	可能です。費用は提案金額には含めず、事業者の負担により実施してください。
277	配布資料4	-	-	大浜公園 地質調査報告書	調査ボーリングが1箇所のみですが、他の委託業務や工事で当該地域のボーリング調査を実施した資料はございませんでしょうか。	ありません。
278	配布資料4	-	-	大浜公園 地質調査報告書	地質縦断図をいただけないでしょうか。	ありません。
279	配布資料5	-	-	大浜公園整備工事図面	津波避難タワーや公園内にあるプール以外の構造物の図面をいただけないでしょうか。また、CADデータはございますでしょうか。	津波避難施設の図面については貸与可能です。 配付資料で提供している以外の構造物の図面については、個別にお問合せください。
280	その他	-	-		プールの監視業務について、過去5年間の監視体制・配置人員・委託費をお示ください。	静岡市公園整備課へ公文書公開請求を行ってください。
281	その他	-	-		維持管理業務の業務名・仕様・委託費についてお示ください。	静岡市公園整備課へ公文書公開請求を行ってください。
282	その他	-	-		清掃業務について過去5年分の仕様、配置人員、委託費をお示ください。	静岡市公園整備課へ公文書公開請求を行ってください。
283	その他	-	-		これまでの大浜プールの運営・維持管理状況に対し、市民・利用者からの意見・要望があればお示ください。	ホームページにおいて過去の利用実態調査の情報を公表します。
284	その他	-	-		これまでの大浜プールの運営・維持管理状況に対し静岡市から意見・要望があればお示ください。	要求水準書添付資料a「大浜公園リニューアル基本計画P23をご参照ください。
285	その他	-	-		中島浄化センターのエリアの詳細設計図等をご提供ください。	静岡市下水道施設課と提案書提出前までに事前協議を実施し、図面の提供を受けてください。
286	その他	-	-	事業所税について	PFI事業者を指定管理者とするとありますが、事業所税は指定管理者が負う必要ありますでしょうか。貴市の予算に計上されているのかご教示ください。	静岡市市民税課に事前確認を行ったところ、以下の要件をすべて満たす場合に事業所税が課税されると回答を得ました。 ①管理運営する事業所の床面積が合計1,000㎡以上であること。 ②施設の管理運営費の2分の1以上が利用料金で賄えていること。 ③市への利益還元や市からの損失補填がないこと。 詳細については、静岡市市民税課で確認をお願いします。
287	その他	-	-	風評被害	事業者の自由によらない風評被害(コロナ感染者の利用他)による運営リスクは市の分担として宜しいでしょうか。	リスク分担表(案)P1不可抗力リスク、P2※1をご参照ください。